

届出

問 住民課

▶戸籍の届出

出生届

お持ちいただくもの

生まれた日を含め14日以内

- 出生証明書
- 届出人(父または母)の印鑑
- 母子健康手帳

届出人 生まれた子の父または母

届出地 届出人の現在地(住所地)、本籍地、出生地



婚姻届

お持ちいただくもの

受理した日に効力を生じる

- 婚姻届書
- 戸籍謄本(本籍地が町外の方のみ)
- 夫妻(旧姓)の印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類
- マイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバーの通知カード

届出人 夫・妻になる方

届出地 現在地(住所地)、本籍地

離婚届

お持ちいただくもの

受理した日に効力を生じる

- 離婚届書
- 戸籍謄本(本籍地が町外の方のみ)
- 届出人の印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類
- マイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバーの通知カード

届出人 夫・妻

届出地 現在地(住所地)、本籍地

死亡届

お持ちいただくもの

死亡したことを知った日から7日以内

- 死亡診断書または死体検案書
- 届出人の印鑑

届出人 親族、後見人など

届出地 届出人の現在地(住所地)、死亡者の本籍地、死亡地



▶住民登録の届出

転入届

お持ちいただくもの

住み始めた日から14日以内

- 転入証明書
- 印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類
- 外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書
- マイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバーの通知カード

届出人 本人、同一世帯の方、代理人(委任状が必要)

届出地 町役場

転出届

お持ちいただくもの

受理した日に効力を生じる

- 印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類

届出人 本人、同一世帯の方、代理人(委任状が必要)

届出地 町役場



転居届

お持ちいただくもの

受理した日に効力を生じる

- 印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類
- 外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書
- マイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバーの通知カード

届出人 本人、同一世帯の方、代理人(委任状が必要)

届出地 町役場

世帯変更届

お持ちいただくもの

変更した日から14日以内

- 印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類

届出人 本人、同一世帯の方、代理人(委任状が必要)

届出地 町役場

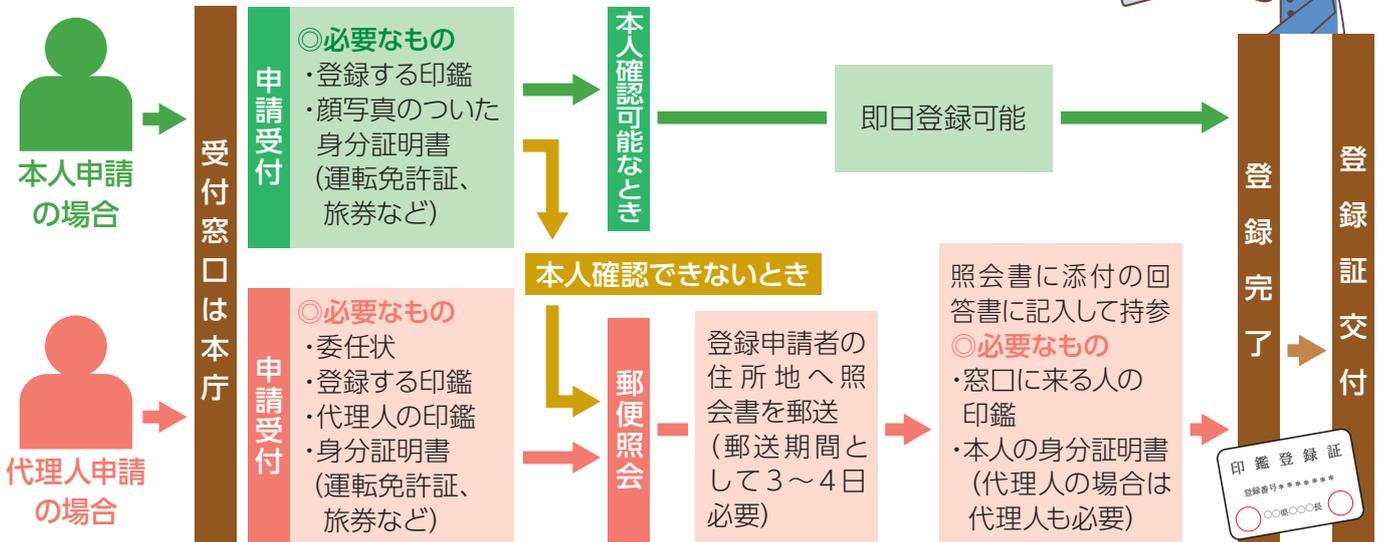


誰でも登録できるの？

満15歳以上で住民登録をされている人が、一人につき1本だけ登録できます。転出すると失効します。



▶ 印鑑登録の流れ



届出・証明

▶ 印鑑登録証明書の発行

印鑑登録時に発行される印鑑登録証を持参してください。代理で発行の場合でも登録証は必要です。登録証を持参されない場合は、証明書の発行はできません。

- 手数料・・・1通 200円
- 必要なもの・・・印鑑登録証・窓口に来た方の本人確認書類

マイナンバー制度

問 マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178 または 住民課

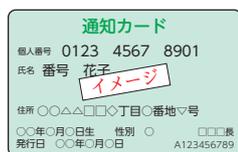
国民一人ひとりに与えられる12桁の番号のことです。一つとして同じ番号はなく、一人ひとりが固有の番号を持つことで、行政の効率化や国民の利便性の向上を図るものです。また、本人確認をはじめ、さまざまなことに利用できる「個人番号カード」が申請により交付されます。

▶ 通知カード

氏名・住所・生年月日・性別とマイナンバーが記載されたもので、住民登録されているすべての方に送られます。

※紛失しないようご注意ください。

顔写真が入っていませんので、本人確認時には別途顔写真が入った証明書が必要になります。



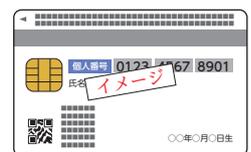
イメージ

▶ マイナンバーカード(個人番号カード)

顔写真が表示されます。「通知カード」でマイナンバーが通知された後に、町役場に申請すると交付されます。



イメージ(表)



イメージ(裏)

以下の手続きを行う場合、記載事項の変更等が必要となりますので、マイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバーの通知カードをご持参ください。

- 転入・転居・国外転出などの異動
- 戸籍届出の氏名などの変更

役場1階住民課窓口でマイナンバーカード申請のための写真撮影サービス(無料)を実施しています。写真を撮影し、申請書の必要部分を記入するだけで、簡単に交付申請ができます。お気軽にご利用ください。

各種証明書発行

▶ 交付時に必要な書類－本人確認書類－

窓口では、個人情報の保護を徹底するため、交付申請時に本人確認を実施しています。
ご理解とご協力をお願いします。

	分類1(写真付)	分類2	分類3
証明書類の名称	<ul style="list-style-type: none"> ● 運転免許証 ● 旅券(パスポート) ● 国または地方公共団体の機関が発行した免許証など ● 住基カード(写真付き) ● マイナンバーカード(個人番号カード)など 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各健康保険被保険者証 ● 国民年金手帳 ● 年金証書 ● 住基カード(写真なし) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学生証 ● 法人発行の身分証書 ● 分類1以外の国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書
戸籍関係	上記の内1点で確認	上記の内2点以上で確認	上記の証明書のみでは不可。分類2との組み合わせで確認
住民票関係	分類1、分類2、分類3の中から1点。		

(有効期限内で住所が記載されているものは住民登録されている住所)

▶ 戸籍・住民票関係の発行

問 住民課

証明書の種類	手数料	申請に必要なもの・注意事項
住民票	1通 200円	● 本人の場合 ● 代理人の場合
住民票記載事項証明書	1通 200円	・本人確認書類 ・委任状 ・代理人の本人確認書類
戸籍全部・個人事項証明書	1通 450円	※本籍地の市区町村で発行します。
除籍全部・個人事項証明書	1通 750円	※窓口に来られる方の印鑑をご持参ください。
原戸籍謄・抄本	1通 750円	● 戸籍に記載されている方などによる請求…請求事由不要
戸籍記載事項証明書	1通 350円	● 第三者請求…請求事由必要
戸籍の附票	1通 200円	・委任状が必要になります。 ・必要に応じて資料の提供や説明を求めます。
身分証明書	1通 200円	● 本人の場合 ● 代理人の場合 ・本人確認書類 ・委任状 ・代理人の本人確認書類
改葬許可書	1件 200円	● 申請者の本人確認書類

■ 広域行政窓口サービス

戸籍証明書や住民票の写し、印鑑登録証明書などは、かほく市～加賀市までの市役所や役場などでも受け取ることができます。(平日午前9時～午後5時)

▶ 町税に関する証明の種類及び手数料一覧

問 税務課

種類	種類	手数料	必要なもの
住民税	所得・課税証明書		
固定資産税	評価証明書	100円(1通)	<ul style="list-style-type: none"> ● 印鑑 ● 窓口に来られる方の本人確認書類(運転免許証など) ● 本人、同一世帯以外の方が来られる場合は委任状 ● 所有者が法人の場合は代表者の登録印または代表者からの委任状
	公課証明書		
	資産証明書		
	住宅用家屋証明書	100円(1通)	
	課税台帳(名寄帳)	100円+コピー1枚10円	
	価格通知書	無料(登記用)	
納税	納税証明書	100円(1通)	
	軽自動車納税証明書	無料(車検用)	● 車検証

▶ 証明発行窓口の時間延長

役場の開庁時間は祝祭日を除く平日(月～金曜日)の午前8時30分～午後5時15分ですが、住民課、税務課の各種証明書発行窓口については、毎週木曜日、午後7時まで時間延長しています。

実施日・時間 毎週木曜日 午後5時15分～午後7時

主な取扱い業務

- 住民課窓口…戸籍証明書、住民票の写し、印鑑登録証明書の発行、印鑑登録の手続き、マイナンバーカードの交付
- 税務課窓口…納税証明書・所得課税証明書の発行

